

# 【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 令和3年6月21日（月）10：30～14：00

□要望(要求)者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃  
副 会 長：JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会  
会 長 菅野孝志  
副 会 長：福島県商工会連合会 会 長 轡田倉治  
副 会 長：福島県市長会 会 長 立谷秀清（相馬市長）  
会 長代理 小松信之（常務理事）  
副 会 長：福島県町村会 会 長 宮本皓一（富岡町長）

□要望(要求)先 復興庁（対応者 副大臣 横山信一）  
文部科学省（対応者 副大臣 高橋ひなこ）  
経済産業省（対応者 副大臣 江島潔）  
東京電力ホールディングス株式会社  
（対応者 代表執行役社長 小早川智明ほか）

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

## □要望(要求)項目

- 1 ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応
- 2 営業損害に係る賠償
- 3 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 4 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 5 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 6 自主的避難等に係る賠償
- 7 地方公共団体に係る賠償
- 8 消滅時効への対応
- 9 賠償金の税制上の取扱い（国のみ）
- 10 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施（国のみ）

## □内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、国、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

## 1 復興庁（対応者：副大臣 横山信一）

10:30～10:45 合同庁舎4号館 10階 横山副大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書2頁の1(1)。ALPS処理水の取扱いについては、新たな風評を発生させないという強い決意の下、正確な情報発信はもとより、万全な風評対策を早急に示した上で、そうした対策や将来に向けた実効性のある事業者支援策等を確実に講じていただきたい。



#### ＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書9頁の10。原子力発電所事故から10年が経過したが、福島県が今後も復興の歩を進めていくためには、迅速な賠償とともに、住宅確保、就労の支援、農林水産業及び商工業等の事業再開や転業等のための支援、医療、教育、福祉サービスの充実など被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策の実施が引き続き必要である。今後とも復興の司令塔となる復興庁が中心となり確実な実施をお願いしたい。
- 被災地ではまだまだ多岐にわたる困難な課題がある。処理水の基本方針の決定により、新たな風評が生じることへの不安が高まっているので、復興への歩みを遅れさせることのないよう今後ともお力添えをお願いしたい。

### 【横山副大臣】

- ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応について、まず御要望をしっかりと受け止めてまいりたい。私たちの立場としては、国民や関係者の理解が非常に大事だと受け止めているし、風評対策に万全を期していくという決意は変わらない。また、私も参加しているが、新たに設置されているワーキンググループの下でも、関係者の声を伺っているところである。しっかりと機動的に追加対策を打てるように実行してまいりたいと思っている。復興庁の風評タスクフォースも立ち上がっているが、復興大臣から関係省庁に対して、地元福島のことをしっかりと受け止め、福島と密に連携しながら、発信するという指示がなされている。私たちは決して風評を生じさせないという強い決意の下で、しっかりと取り組んでまいり。
- 生活再建と住民帰還に向けた復興施策等の確実な実施について、復興庁と福島県、各市町村共同で実施している住民意向調査では、帰還を判断するための条件として、医療・介護・福祉施設、商業施設の再開や拡充・新設等が上位に上がっている。今後も引き続き、必要な生活環境整備にしっかりと取り組んでまいり。

### 【菅野JA協議会会長】

- 10年経過した中で、賠償関係については、引き続き、国の方も指導しながら対応していくと

ということで、確認をいただいている。いろんなデータの収集等を含めて、できるだけ定型化できるようなことも含めて、引き続き、きちんと対応できるように御指導いただきたい。

- 風評被害の問題について、国際的にまだまだ風評が残っている。国として万全を期して、輸入規制を解除いただけるように、引き続き、最大限の努力をいただきたい。

#### 【轡田商工会連合会会長】

- 東京電力の賠償問題については、大変厳しくなっている。東京電力が「損害がある限り」と言っているが、実際はそうではない。我々が損害賠償請求しても、ほとんど却下になるのが現状。言っていることとやっていることがかなり違うので、ぜひその辺りは厳しく指導していただきたい。
- ALPS処理水の問題は、これからの問題になると思うが、まず風評を起こさせないというのが一番かなと思う。国内外に絶対に風評被害が出ないように、国が前面に立って指導をお願いしたい。どうしても被害が出た場合、問題は被害の賠償になるかと思うが、その時の因果関係が非常に難しくなると思う。これについて、まず基準を作成していただきたい。これまでも東京電力に何度も言っているが実行してくれないので、国主導の下で、損害が出た場合の基準、こういう場合は損害として認めるよという基準を明示していただきたい。

#### 【小松市長会会長代理（常務理事）】

- これまで機会あるごとに、国民が放射能に対する正しい知識を習得するように、国を挙げて取り組んでいただきたいということを求めてきた。しかしながら、去年の三菱総研の都民アンケートの結果からしても、依然として4割の方々が、福島の子供達に将来健康上の影響があると考えている。まだまだ理解が進んでいない状況にある。更なる放射能に対する正しい理解の促進に取り組んでもらいたいということをおこのALPS処理水の処分に当たっても申し上げたい。
- これまでも要望しているが、被災地においては医療人材の確保が大変困難な状況にある。引き続き、被災地の医療体制の確保・充実のための体制支援をお願いしたい。
- 原発事故による人口移動に伴って、診療圏人口が減少している。公立病院の経営悪化という状況になっていて、自治体が多額の財政支援を行っている。こうした中、今回のコロナ禍においても、公立病院の役割が再認識されている。更なる財政措置をお願いしたい。
- 相双地方の介護人材の確保が大変困難な状況になっている。外国人材を受け入れる介護事業者の負担軽減のための支援をお願いしたい。

#### 【宮本町村会会長】

- 特にALPS処理水の海洋放出について、当県の復興が妨げられるようなことが絶対にないように、復興計画を一元的に担う復興庁として、既存事業を一層強化した風評対策など、更なる御支援をお願いしたい。

#### 【横山副大臣】

- 賠償に関しては、一元的には東京電力を所管する経済産業省になるが、私たちとしても、東京電力、経済産業省と連携しながら、皆さんの抱えている不安の払拭に向けて、しっかりと取り組んでまいりたい。経済産業省の中には今回の賠償問題に関しての窓口もできたので、そこもしっかりと生かしながらやっていけるように協力していきたい。

- 風評対策は先ほども申し上げたとおり、風評を出さないということを強い決意を持ってやっていく。それについても地元の思いをしっかりと受け止めながら、連携しながらやっていくことが基本だと思う。
- 菅野会長からあった海外の風評被害関係だが、先日も駐日EU代表部のフロア大使ともお会いしたが、昨年お会いした時に、「福島に実際行ってみてください」と言ったら年末に行かれて、福島での取組というのを非常に深く理解されて、やはり実際に行ってもらおうというのは大事な点だと実感している。少しでも前進できればいいなと思っている。私自身も在日の大使館に対しても要請をしているところ。外務省とも連携しながら、処理水に対しても安全性をしっかりと説明してまいりたい。
- また、ALPS処理水に関しては、宮本会長がおっしゃられたように、復興には影響しないというのが第一である。そこも我々は同じ思いであるし、そうしない決意で望んでまいる。
- 医療人材の確保等については、しっかり対応してまいる。

## 2 文部科学省（対応者：副大臣 高橋ひなこ）

11:00～11:20 合同庁舎7号館 11階 高橋副大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書2頁の1(3)。処理水の基本方針決定による様々な状況変化を捉え、原子力損害賠償紛争審査会においても具体的な調査等により福島県の現状把握をこれまで以上にしっかりと行うなど、必要な対応を適時適切に行っていただきたい。また、これまでの賠償の経過から東京電力への不信感が強く、協議会の構成員から審査会に期待する声が非常に大きくなっている。よろしく願いたい。



#### ＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書6頁の3(5)。原発事故に係る集団訴訟で、今年の1月以降も3件の高裁判決が出ている。中間指針について、審査会においては、現地調査はもとより、訴訟の判決内容の精査等を行っていただき、福島県の現状をしっかりと把握していただいた上で、適時適切な見直しを行っていただきたい。

#### ＜消滅時効への対応＞

- 要望書9頁の8。消滅時効について、4月に、東京電力の特別事業計画に、時効を理由に一律に断らないと明記され、国の認定を受け、我々も安心したところ。今後この内容が確実に履行されるように、引き続きよろしく願いたい。また、文部科学省としても、ADRの手続等の一層の周知、更なる法制度の見直しを含めた必要な対応を行っていただき、原発事故の被害者が請求の機会を失うことがないようにしっかりと対応願いたい。
- 原子力損害賠償紛争審査会への要望書もお持ちした。今、申し上げたことについて、審査会にもよろしく願いたい。

### 【高橋副大臣】

- 文部科学省は、被災者の皆様の必要かつ十分な賠償が円滑に実施されるように、これまでも取り組んできた。昨年12月にも私が要望を受けさせていただいた。それからも様々なことを進めてきたので、今日はそういうことも含めて申し上げたい。
- まずALPS処理水について、政府は、中間指針等における風評被害賠償の基本的考え方を踏まえて、必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう東京電力を指導するとともに、審査会で必要に応じて調査・審議を行うことを検討するとされている。また、審査会では、毎年福島県内の被災市町村への現地視察において、実態把握や地元関係者との意見交換を行っているが、今年も現地視察に行かせていただきたいと思っている。引き続き、地元関係者の御意

見をしっかりと伺いながら、関係省庁と連携して福島県の現状把握を行いたいと考えている。

- 東京電力への不信感について、昨年審査会では、東京電力に対して、被害者の方々への対応に課題があることを指摘した。東京電力からは、被害者目線に立った対応に向けた改善策を示していただいた。3月には文部科学省の研究開発局長が、東京電力社長に対して、被害者の方々の事情を踏まえた賠償を進めるようにとの要望を行った。このような取組を通じて、被害者の方々の東京電力への不信感を少しでも和らげられるよう、これからも取り組んでいきたい。
- 中間指針の見直しについて、集団訴訟に対して文部科学省としても判決動向を注視しているところ。審査会においては、判決動向や賠償等の状況を踏まえて、必要に応じて適時適切な指針の見直しについて検討されるものと考えている。県には、今後具体的な問題が生じた際には御意見をいただければ、審査会にもお伝えした上で、対応を検討させていただく。
- 消滅時効について、先ほど申し上げた東京電力への要望の中で、時効の援用についても適切な対応を求めさせていただいた。東京電力からは、しっかり対応していきたいと回答があったところ。4月には、履行確保措置が規定されている特別事業計画にも、消滅時効の考え方が明記された。今後も東京電力の対応状況を注視し、必要に応じて要請等を行っていきたい。
- これまで、未請求者等の掘り起こしについては、被災12市町村へのチラシやポスターの配布、地元広報誌へ記事の掲載やラジオCMなどを通じて賠償の請求を促す広報活動を積極的に行ってきた。今後も広報やきめ細かい相談活動を行うことによって、被害者が請求機会を失うことのないよう、早期の賠償完了につなげていきたいと考えているので、引き続き御協力をお願いしたい。
- 原子力損害賠償紛争審査会宛ての要望書については、審査会にしっかり伝えさせていただく。

#### 【菅野 J A 協議会会長】

- ALPS処理水の関係について、風評被害を発生させない努力をしたいと表明されているが、万が一あった場合については、今までよりは前進して、緩和策をとりながら適切に対応すると、因果関係とかといったところは少しずつ緩和するのではないかと私は理解しており、そこはそのような考え方で進めてほしい。
- 小中学校を含めた教育の問題について、やっていると言うが、冊子を作ったから良いという問題ではなくて、きちんと教育の現場とか、倫理とか科学の分野でやらないと、日本における原子力そのものの技術というか、放射能処理技術とか、廃炉技術とか、そういった人がこれから生まれてくるのかと。この日本の中で、もっとそういう人材を育てていくためにも、放射能に関わる原子力教育の問題をきちんとやるべきではないかと思うので、よろしく願いしたい。

#### 【轡田商工会連合会会長】

- 東京電力が「損害がある限り」と言っているが、現実にはそうではない。5月末現在で、事業者が請求を出したものが約1,000件、認めていただいたのが30件、わずか3%。だから、東京電力が「損害がある限り」と言っていることが、本当にそうなのかと。
- ALPS処理水の関係について、風評を出さないことがまず一番、これはもう徹底してそういう指導していただきたい。もし風評が出た場合は損害賠償という話になるが、先ほど申し上げた

とおり、東京電力は非常に厳しい対応をしてくる。現実には我々はやってきたから分かる。だから、損害賠償の基準、これをきっちり作っていただきたい。私が行くたびに東京電力に「基準を作れ」と話しているが、10年間作ってくれない。だから、国の指導の下に、国と東京電力が共同して、こういう場合には該当になるという基準を明確にしていきたい。

#### 【小松市長会会長代理（常務理事）】

- 要望書の8頁の7、地方公共団体に係る賠償についての(1)のまた書き。ALPS処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても賠償の対象にしていただきたい。国民の理解は、まだまだALPS処理水の取扱いについて得られていない。風評被害が発生することはかなりの蓋然性を持っている。こういう中で、自治体はあらゆる風評対策を講じるわけだが、こういったものについても全て対象としていただきたい。
- 国民に対する放射能教育について、国民が放射能に対する正しい知識を習得することについて、国を挙げてあらゆる施策で取り組んでいただきたいと求めてきたが、依然として、昨年の都民アンケートの結果を見ても、放射能に関する正しい理解が進んでいない。さらに全世代に対して、放射能に対する正しい理解の促進をお願いしたい。

#### 【宮本町村会会長（富岡町長）】

- ALPS処理水の海洋放出に伴う風評被害の賠償について、これまでの賠償とは性質が異なると考えている。既に当県への風評が始まっているという見方もあるので、ぜひ原子力損害賠償紛争審査会に調査等をお願いしたい。そして、新たな指針の策定をしていただいて、被害の実態を踏まえた適切な対応をいただくようよろしくお願いしたい。

#### 【高橋副大臣】

- 私も岩手県出身で、副大臣になる前は、東日本大震災復興特別委員会の理事を務めていた。処理水については、岩手県のJAからも御要望をいただいて、県の国会議員としても対応していた。風評被害については、復興大臣等と、ぜひしっかりしていただきたいと話はいつも出るが、なかなか国民の方々の理解を得られないというのは本当に実感をしている。教育の中でという話があったので、これは教育担当に申し送りをさせていただきたい。今、GIGAスクールで、このコロナで大変なことも多いが、そこで進んだもの、大変なものといろんな仕分けがある。進んだものの中に、一人一台端末があって、そこで授業を受けたり、活用できるというのができた。つまり、東京から発信したものは、離島でもどこでも全員に届くようになる。そういうこともあるので、ぜひその放射能についての正しい知識を教育の中に入れるということで何かできないかと、福島県の皆様から要望があったと伝えたい。

#### 【文部科学省 滝波教育課程課課長】

- 放射線教育は大変重要であり、放射線に関する科学的な知識は、子供達がしっかりと身に付けることが基本だと考えている。このため、平成29、30年に改訂された学習指導要領においては、理科等において放射線に関する内容の充実を図るとともに、放射線に関する科学的な理解をもとに科学的に思考し、情報を正しく理解する力を教科等横断的に育成することとして

いる。また、先ほど、冊子を作ったからいいという話ではない、との御意見もあったが、現在、放射線副読本の更新作業をしている最中である。特に復興の様子については、ALPS処理水に関する動向も含め、最新の状況を踏まえて、作業を進めている。今年度は更新された内容で、全国の学校に配っていきたい。さらに、それを配って終わりではなく、活用してもらうことが何より大事であることから、授業の中で実践してもらえよう、先生方にしっかり分かってもらうための教職員向けの研修や出前授業等の取組を同時に進めている。今後とも、復興庁や経済産業省などと連携を取りながら、しっかりと取り組んでいきたい。

### 3 経済産業省（対応者：副大臣 江島潔）

11：30～11：55 経済産業省 本館11階 江島副大臣室

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応＞

- 要望書2頁の1(1)(2)。ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評を発生させないよう万全な風評対策を講じていただくのは大前提ではあるが、それでもなお風評被害が発生する場合の賠償については、東京電力を指導することはもとより、国が前面に立って対応し、早急に具体的な枠組みを示していただきたい。この際、県全域を対象とし、業種を限らず、損害の範囲を幅広く捉え対応いただきたい。また、立証の負担軽減についても具体的な手法を明示していただきたい。



#### ＜営業損害に係る賠償＞

- 要望書4頁の2(2)イ。商工業の一括賠償後の取扱いについて、繰り返し要望させているが、依然として状況は変わっていない。この問題が前進するよう、個別の事情をしっかりと把握した上で、被害の実態に見合った賠償を確実に行うよう強く指導をお願いしたい。

#### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要望書7頁の4(5)。処理水の取扱いに関し、東京電力に対して示されている様々な不安感や不信感、県内に相当ある。それを払拭するよう、合意に至っていない従来の損害請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底するよう指導願いたい。

#### ＜消滅時効への対応＞

- 要望書9頁の8。消滅時効への対応について、4月に、東京電力の特別事業計画に時効を理由に一律に断らないと明記され、国の認定を受けた。これについては我々も一歩前進したものだと思う。今後は、この内容を確実に遵守し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう、引き続き指導願いたい。
- 事故から10年経った現在でも風評がある中、今回のALPS処理水の対応方針の決定により、また新たな風評被害が出るのではないかとというのが、県内の事業者、県民の皆さんの一番の不安である。これについては、引き続き、国が前面に立って、賠償、風評対策を含め対応いただきたい。引き続き、よろしく願いたい。

#### 【江島副大臣】

- 一貫して被害者に寄り添った取組をしていこうと思っている。特に、ワーキンググループで関係の皆様から、いろんな御意見をいただいているところである。その過程を通じて、これまでの賠償に対する大変厳しい御意見をいろいろなところで伺っている。10年経って、依然として東京電力に対する不信の声が、今でもたくさんあるということも理解をしたところ。これに関しては、

引き続き、被害者の方々に寄り添って、風評被害がもし起きたとしたら、被害を受ける方に寄り添えるように、私どもとしても取り組んでまいりし、東京電力も指導していきたい。

- 処理水の海洋放出に係る風評被害がもし起きた場合に、東京電力の賠償対応が今までであったようなことになるのではないかと非常に多くの御懸念を先般からワーキンググループを通じて受け止めたところである。風評被害に対する賠償の考え方というのは、なるべく早急に皆様にお示しできるように、今、東京電力に具体的な対策、賠償の仕方というのを検討するように指示をしている。
- 多くの皆様から御指摘いただいている国が前面に立ってこの賠償対策に対応せよとのことであるが、賠償に関する特別チームというのを経済産業省内にも立ち上げている。こちらのチームがまさしく前面に立って対応させていただきたいと思っている。
- 商工業の追加賠償について、これも今まで以上に被害者の方々に寄り添って、丁寧に対応することを目指してまいりたい。
- 消滅時効について、今年4月に時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることはないと、新々・総合特別事業計画の中で位置付けたところである。
- このような緊急要望でいただいた項目、改めてしっかりと受け止めさせていただき、10年目を迎えた復興事業に全力で、経済産業省を挙げて取り組んでまいりたい。

#### 【菅野 J A 協議会会長】

- ALPS処理水の関係については、もう既に何回となくお話をさせていただいているので、適切な処置、対応をお願いしたい。技術対策等含めて東京電力が公募をしたと昨日あたりマスコミ報道がされているが、私は国がもっと前面に出て指導することが大切なのではないかと考えているので、ぜひお願いしたいと思う。ただ、そういう技術開発ができるかどうかというのはこれからの部分だと思うので、よろしくをお願いしたい。
- 賠償の適正化の問題について、今回の処理水の関係では被害が出ないことが基本であるが、万が一の場合について、今までの賠償の仕組みを少し緩和したり、エビデンスの関係で適正にいろんなところで判断しながら対応するという感じはしているが、そこはきちんとそういうことで東京電力に対する御指導をいただきたい。
- 輸入規制国がまだ残っている。ここをなんとか国の皆様に御尽力いただいて、ここがなくなれば、風評被害という概念も少なくなってくるのではないかと考えている。この対策にも万全を期していただきたい。
- 子供達に対する教育の機会について、文部科学省の方にも学習指導要領にも盛り込まれているとの話をお聞きしたが、ぜひ経済産業省からも御指導いただいて、子供達、日本の将来の技術力をどう高めるかというのも大切な部分だと思うので、ぜひお願いをしたい。

#### 【轡田商工会連合会会長】

- 賠償問題について、東京電力は責任を最後まで負うと言っているが、現実にはそうではない。5月末現在で商工業者が請求したのが約1,040件で、認めていただいたのが31件。3%未満。前々から何度か、国や東京電力に対して話をしているが、賠償の基準を作っていただきたいということを強く要望したい。
- 特に今度のALPS処理水、問題がなければ一番いいことだが、もし最悪、問題が発生した場合にやはり今までのような損害賠償の話になってくると思う。そうなった際に、基準がないと。東

京電力と政府とがお互いに相談をしながら、こういう場合にはこうなるよという基準を明確にしていきたい。

#### 【小松市長会会長代理（常務理事）】

- これまでもこの場や復興再生協議会においても、立谷会長から常に冒頭で、国民が放射能に対する正しい知識を習得できるよう、あらゆる施策を国の全省庁を挙げて取り組んでいただきたいと要望してきた。昨年の三菱総研の都民アンケートの結果を見ても、いまだに4割の都民が、福島県の子供達に将来健康の影響があると考えている。このことからしてもなかなか理解が進んでいない。今回、ALPS処理水の課題が発生したので、更に放射能に対する正しい理解の促進に全省庁挙げて取り組んでいただきたい。
- 要望書8頁の7、地方公共団体に係る賠償についての(1)のまた書き。ALPS処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。それぞれの自治体がそれぞれの自治体の事情に応じて、今回のALPS処理水の取扱いについても風評対策を講じることになる。これについて、全て賠償の対象としていただきたい。

#### 【宮本町村会会長（富岡町長）】

- ALPS処理水の海洋放出について生じる風評は、新聞などでは官製風評などと表現されている。国の責任は非常に重いわけなので、風評を発生させない実効性のある対策をしっかりと実施していただきたい。被害が発生した場合は東京電力任せにするのではなく、国が前面に立って、しっかりと東京電力を監視しながら、被害者に寄り添った賠償を行うよう強く指導いただきたい。

#### 【江島副大臣】

- 改めて少し詳しくお話ししたい。ALPS処理水による風評被害が一番の御懸念のポイントだと思う。まずは風評被害を発生させないということに全力を挙げていきたい。それでもなお被害が発生した場合には、必要十分な賠償を実施すべきと政府として考えている。具体的には、賠償期間、地域、業種を画一的に限定せず対応すること、それから、客観的な統計データの分析等により、立証の負担を被害者に一方的に寄せることのないよう対応することを東京電力に指導していく。
- 御指摘いただいているが、国としても、単に東京電力を指導するだけではなく、迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力への働きかけなどを行い、皆様に寄り添っていくことを目指して、経済産業省に「処理水損害対応支援室」という組織を作り、私の隣に座っている松永が室長となっている。また、関係団体の皆様に対策の体制や支援の方法について御理解いただかなければならないことから、私どもの方から前に出て取り組んでいきたい。
- 自治体のALPS処理水に対する風評被害対策の費用については、風評被害を払拭するための対策をそれぞれの自治体が行うとされていると思うが、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象になるものと考えている。自治体個別の御事情を丁寧にお伺いして、適切な賠償を行っていくよう東京電力を指導していきたい。
- 商工業の賠償については、梶山大臣から小早川社長へ直接指導している。東京電力はこれ

を受け止めて、各商工会を訪問し、商工業の賠償に対する御意見、御要望を伺った。私もこのたびのワーキンググループやその前後を通じて、事故後10年経って、これだけ東京電力に対する不信感、特に賠償に対する東京電力の今までの対応が、こういう形で一気に出ているなど実感している。東京電力の賠償の姿勢を改めなければいけないと本当に強く感じている。1,000件の内30件しか支払われていないという御指摘については、東京電力側の言い分もあると思うが、御理解をいただけていないことから、丁寧さやきちんとした説明が足りなかったことが、こういった状況を招いていると感じる。間接的に経済産業省の指導不足であると改めて思うので、鋭意対応をしなければならない。

- 消滅時効については、先ほども申し上げたが、新々・総合特別事業計画の改定の中で、時効を理由に一律に賠償請求をお断りしないと記載されている。東京電力の今後の対応を注視しながら、被害者の方々が御不安となることがないように、関係機関とも連携して、賠償に関して正確な情報発信と周知に努めるとともに、公平かつ適切な賠償を迅速に行うよう、東京電力を指導していく。
- ワーキンググループでも再三いただいた放射能教育については、私も非常に重要だと思っている。10年経って、一般の消費者にまだ1割ほど、福島県産品に対するアレルギーを持つ人がいるのだということも、まだ十分に放射線に対する国民的理解が広がっていないということの一つの証左ではないかと思う。その点に関しては、もっともっと取り組まなければいけないと感じている。今までの取組としては、放射線の副読本が作成されて、全国の教育現場で活用をしてもらっている。福島県内ではいろんな形で教育委員会から十分に放射線教育が進んでいると伺っている。放射線教育というのは福島県内だけで完結してそれで良いというものではないし、県外、特に圧倒的ボリュームを占める関東圏だと思うが、関東に限らず全国に向けて、そうした教育が進められないかと、私も先般来、経済産業省の中でも少し発言をしながら、文部科学省と協議しなければいけないと思っている。副読本という形だと、使う先生と使わない先生と、現場に任されるところがあるので、もうちょっと踏み込んだ形でやるという方法はないものかと思う。なかなかそういう話を意見交換すると、そういう形に取り込むと学習指導要領から変更しなきゃいけないとか、きちんとやるにはなかなかハードルが厳しいものがある。それをやっていくというのは、福島の復興だけでなく、これから原子力エネルギーを日本として使っていく中で、非常に重要なことだと思う。これはじっくり腰を据えて、放射線教育というものを続けることによって、風評被害というのは、これからの子供達がどう理解するかで、長く続くのか、それは誤解に基づくものだと理解者が増えるのかという境目になると思うので、ぜひ文部科学省としっかり連携しながら取り組んでいきたい。

#### 4 東京電力（対応者：代表執行役社長 小早川智明ほか）

13:00～14:00 東京電力本館 1階 会見場

##### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 東京電力においては、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、また、被害者が消滅時効によって請求の機会を失うことのないよう、指針に明記されていない損害への対応を含め、被害者それぞれの立場に立った的確、迅速な賠償を最後の一人まで貫徹し、原子力災害の原因者としての責任を全うすべきである。



よって、福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施を強く要求する。

##### 【東京電力 小早川社長】

- 今なお、福島の地元の皆様、関係団体の皆様には、大変な御負担をおかけしていることを改めて深くお詫び申し上げます。また、当社の原子力事業における、度重なる不適切事案の発生により、地元の皆様には大変な御不信、御不安を与えてしまっている。重ねてお詫び申し上げます。
- このような中、4月13日にALPS処理水の処分に関する政府方針が示され、この決定を大変重く受け止め、4月16日に当社の方針を公表した。当社としては、復興と廃炉の両立の大原則の下、責任と覚悟を持って、当社原子力事業の抜本的な改革とALPS処理水の対応について、私が先頭に立ち、主体的に取り組んでまいり所存である。
- ただいま鈴木副知事から原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書を頂戴した。今回の要請は、ALPS処理水の処分方法決定により、新たに風評被害が生じるのではないかと御不安や御懸念の高まりによるものも含まれていると認識している。
- 本日の御要請の内容をしっかりと受け止め、当社として風評影響を最大限抑制すべく対策を講じるとともに、その上でもなおかつALPS処理水による風評被害が生じた場合には、迅速かつ適切に賠償させていただく。
- また、依然として被害にあわれている方々への賠償が、これからも我々の使命であると改めて肝に銘じ、今回の御要請内容に対してもしっかりと対応してまいります。

##### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

##### <ALPS処理水の処分に係る風評被害への対応>

- 要求書2頁の1(1)。ALPS処理水の取扱いについて、新たな風評を発生させないという強い決意の下、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に、東京電力としても主体的に取り組むこと。

(2)。それでもなお、風評被害が発生する場合には、「損害がある限り最後まで賠償する」という基本的な考えの下、被害の実態に見合った賠償を確実に行うこと。この際、特に次の事項について確実に対応し、早急に具体的な賠償の枠組みを提示すること。

アとして、損害の確認方法や算定方法など、客観的で分かりやすい賠償の枠組みを事業者や関係団体等に早急に示した上で、理解が得られるようにすること。

イとして、農林水産業、観光業のみならず、あらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うこと。

ウとして、賠償請求に係る損害の立証について、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応するとともに、その具体的な手法を明示すること。

#### <営業損害に係る賠償>

- 要求書3頁の2(1)ア。農林水産業に係る営業損害については、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。また、農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- 要求書4頁の2(2)イ。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

#### <被害者の視点に立った親身・迅速な賠償>

- 要求書6頁の4(5)。ALPS処理水の取扱いに関し、東京電力に対し示されている様々な不安感や不信感を真摯に受け止め、合意に至っていない従来の賠償請求にも誠実に対応するなど、これまで以上に被害者に寄り添った取組を徹底すること。

#### <地方公共団体に係る賠償>

- 要求書8頁の7(1)。県内地方公共団体が、ALPS処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。

#### <消滅時効への対応>

- 要求書9頁の8。全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、賠償請求未了者の掘り起こし、周知活動を徹底することはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「新々・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うこと。
- 以上、事故から10年が経過した現在もその事故の影響が長期に及んでいる上、今回のALPS処理水の処分に関する基本方針の決定により、新たな風評が生じることへの不安が県内一円に高まっている。この福島県内の現状を重く受け止め、損害がある限り最後まで責任を持って賠償を貫徹するよう強く要求する。

#### 【東京電力 小早川社長】

- ALPS処理水の放出による風評被害への対応について、当社としては、新たな風評被害を発生させないという強い決意の下、ALPS処理水の放出に係る事業主体として、まず確実な浄化処理により放出する水の安全性を確保するとともに、モニタリングも拡充・強化する。その上で、正確な情報を国内外へ迅速に伝える取組を通じ、ALPS処理水の放出による御懸念の

払拭並びに御理解の醸成に努めてまいる。さらに風評影響の最大限の抑制に向け、福島県産品の流通促進活動の拡充・強化、また、生産・加工・流通・消費の各段階における取組を積極的に展開してまいる。

- ALPS処理水の放出による風評被害の賠償に関する枠組みについて、当社はALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただくことを本年4月に表明した。
- 風評影響の御懸念の声をしっかりと受け止めて対応するべく、ALPS処理水の放出に関する賠償の専用ダイヤルを既に開設している。今後放出前でもあっても、風評被害が生じたと申し出いただいた場合には、迅速かつ適切に賠償させていただくとともに、取り扱われる商品やサービスが直接的に影響を受けた場合だけでなく、間接的に影響を受けた場合も適切に対応させていただきたいと考えている。
- さらに、ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合には、将来にわたる損害として一括賠償のお支払いを受けられた商工業者や農業者においても、既にお支払いした一括賠償の対象となる損害とは扱わず、新たな損害として賠償させていただきたいと考えている。
- また、風評被害の算定方法や御請求方法については、これまでの風評被害の賠償に関する考え方や仕組みを最大限活用するとともに、損害の推認に当たっては、統計データの使用など、御請求者の手間をできる限り軽減できる方法を検討しているところである。これらの検討内容については、関係者の皆様の御意見を伺いながら、具体化してまいる。
- 以上により、万が一ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合の備えとなるよう、セーフティネットとして機能する賠償の枠組みを作ってまいりたいと考えている。
- 農林水産業の営業損害に係る賠償について、当社事故に伴う風評被害の賠償については、今後も当社事故と相当因果関係のある損害が継続する限り賠償するという方針に変わりはなく、引き続き適切に対応してまいる。また、御請求手続については、当社にて損害額を算定することなどにより、御請求者の手間を省くなど御負担の軽減に努めてまいる。引き続き、御請求者の御事情を丁寧に伺いながら、被害を受けられた方々に寄り添った、きめ細やかな対応を徹底してまいる。
- 商工業等の営業損害に係る賠償について、商工業者への一括賠償の取扱いについては、頂いた御請求に対して表面的、形式的に判断することなく、個別具体的な御事情を1件1件、丁寧にきめ細かく伺っている。今後も、どのようにすれば支払いにつなげられるかなど、引き続き検討を行ってまいる。また、先ほどの繰り返しになるが、ALPS処理水の放出により風評被害が生じた場合には、将来にわたる損害として一括賠償の支払いを受けられた商工業者などにおいても、既にお支払いした一括賠償の対象となる損害とは扱わず、新たな損害として賠償させていただきたいと考えている。
- 被害者に寄り添った取組について、これまでの賠償における当社の手続や取組に対する御不安や御不信の声をしっかりと受け止め、「3つの誓い」に基づき、これまで以上に御請求者に寄り添った、親身かつ親切的な賠償を進めてまいることで信頼回復に努めたいと考えている。
- 県内の地方公共団体に係る賠償について、ALPS処理水の放出による新たな風評被害の発生を未然に防ぐために、地方公共団体が実施する各種対策費用については、当該風評被害の対策が、ALPS処理水の放出により実施を余儀なくされたものであるか、また必要かつ合理的な範囲での対策かなど、詳細な情報を含め御事情をよく伺わせていただきたいと考えている。

- 消滅時効への対応について、当社は消滅時効に関する考え方について、これまでの御案内に加えて、今年4月には「新々・総合特別事業計画」へも記載させていただいた。その中で「時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も御請求者さまの個別の御事情を踏まえ、消滅時効に関して柔軟な対応を行わせていただく」ことを表明しているが、実質的には時効を援用し御請求をお断りすることは考えていないということである。

#### 【菅野 JA 協議会会長】

- 原発事故後の10年の中で、我々風評被害対策について万全を期してまいったが、まだ今もって風評被害が存在しており、そのことなどについて損害賠償請求をさせていただいている。これについて、今後とも適時適切な対応をいただきたい。また、販路開拓等を含めて各般にわたり御協力いただいていることに関しては、心から感謝と御礼を申し上げる。
- 「古次請求」となる古い請求がいまだ残っている。これについては、私どもと東京電力とお互いに連携を取りながら解決に向けて努力しているところだが、引き続き対応いただきたい。
- ALPS処理水の関係について、基本的に風評を出さないという強い意志が国と東京電力から出されているが、この思いを具体的にどのような形でいうところ。いろんな機関そして関係者の方々の声なども聞きながら対応いただきたい。
- ALPS処理水におけるトリチウムの更なる低減に向けて、昨日、東京電力が分離技術の一般公募を行っているとのマスコミ報道がなされた。これについては評価をしたい。国とも連携しながら、適切に対応いただくよう心からお願い申し上げます。
- ただ、ALPS処理水の海洋放出に当たっての具体的な技術の面では、机上の計算の中で海洋放出をする、測定して海洋放出するには時間とかいろんな意味での技術的な難しさがあると報道されているが、さほど難しいことではないのではないか。タンクを2つ3つ増設して、その過程の中で処理すれば済むこと。国の基準等を含め、皆さんが考える安全なものと思う。その辺りが東京電力に対する信頼の課題であると思う。それを覆し、信頼関係を確保するには、そのような対策をきちんと取ることではないかと考える。
- 併せて、モニタリング検査についても、いろいろな方々の参加を得て対応するということが方針が出されているが、これらも適切に、形だけではなくある程度の期間を定めて、それらを公表するのが大切であろうと考えている。
- 輸入規制国の問題については、東京電力だけでできることではないが、国と連携し、東京電力が持つネットワークを十分活用しながら、規制をしている国・地域これらが一つでも早く解除されるよう尽力いただきたい。

#### 【轡田商工会連合会会長】

- 既に震災から10年が経過したが、残念ながらまだまだ県内全域に風評被害が根強く残っていることから、東京電力は、損害が続く限り賠償を迅速かつ適切に実施し、原子力災害の原因者として、賠償責任を最後まで果たすよう要望する。
- 同様の被害を受けている事業者に対する賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の類型や判断根拠、東京電力の運用基準、個別事業者に対応した事例を公表し、周知するとともに、個別訪問などによって事業者に分かりやすく丁寧に説明をいただきたい。
- 相当因果関係の確認に当たっては、手続の簡素化に取り組むとともに、記載例の作成、様

式を記載しやすくすることによって、被害事業者の負担を軽減していただきたい。

- 一括賠償後の追加請求に対する支払いは、5月末現在で請求件数約1,040件、支払件数がわずかに31件というのが現実で、非常に厳しい数字となっている。時間の経過とともに因果関係の立証が非常に難しくなる中、被害者に対しては一層誠意をもって対応していただきたい。
- ALPS処理水の問題について、とにかく風評を出さないということが一番であり、これは国並びに我々ももちろん協力するが、一緒になって風評対策に取り組んでいただきたい。それでもどうしても風評被害が発生した場合、その賠償については明確な基準を作っていただきたい。以前から要望しているがなかなかそのようにはなっていないので、今後このALPS処理水に関して、もしもそのような問題が発生した場合には、明確な基準で対応するようお願いしたい。

### 【東京電力 小早川社長】

- 菅野会長からいただいた御要望について御回答申し上げます。既存の営業損害の賠償に係る部分について、これまでの御請求手続など積み残っている部分やこれからの令和2年以降の損害賠償請求についても、今日頂いた御懸念も含めて丁寧に対応していきたい。特に令和2年以降の損害賠償請求については、現在ダイレクトメールでの御案内に加え、受付会やお電話、個別訪問なども実施しており、早期のお支払いに向けて、引き続き鋭意取り組んでまいります。
- ALPS処理水の対応については、処理水の放出により風評被害が生じた場合には、その損害も含めて、事故との相当因果関係がある損害が継続する限り賠償を行う方針に一切変わりはない。引き続き、しっかりと対応してまいります。また、トリチウムを低減させていく技術開発についても並行してしっかりと進めてまいります。いずれにしても、処理水の処分自体もかなり長期間にわたるものであるため、とにかく安心いただける状態にし、新しい技術が活用できるようなことが出てくれば、取り入れる姿勢が重要であると考えているので、これについては引き続きしっかりと取り組んでまいります。
- 当社の様々な信頼が失墜するような状況も含めて、しっかりと御信頼いただけるような体制を整えよというのはそのとおりである。私どもとしては机上の計算でというよりも、御安心いただけるような状態で、設備がオペレーションされていく、モニタリングがしっかりとされていくというようなことをできるだけ計画段階から、地元や関係者の皆様にも御理解いただけるように努め、またそこでいただいた御意見を適切に運用に反映するような姿を取ってまいります。
- 輸入規制の課題についても、国内外にしっかりと御理解いただくように、正確な情報を発信していくことが重要だと考えており、当社としても行ってまいりし、国ともしっかりと連携して進めてまいります。
- 次に、轡田会長からいただいた御要望について御回答申し上げます。個別の賠償に対して、被害にあわれた方の事例が分かりにくいということについて、度々御意見・御要望いただいている。当社社員がお電話又は個別説明会、個別訪問などによって、賠償内容や記載内容を丁寧に説明させていただき、またこれまで御提出いただいた書類も最大限活用するなど、鋭意工夫を重ねてきたが、特に昨年御報告させていただいた際に、御相談を受ける組織と御請求内容を確認する組織を現地に一体化させ、これまで以上に寄り添った対応を行う中で、当社へ御請求いただいている財物賠償などを確認できたことから、お支払いにつなげることができた事例も出てきている。事例の公表については個別性が高い内容のため、各商工会への訪問などで御説明させていただきながら、様々な、ある程度の考え方について、共有させてい

ただくようなことを現在も進めている。また個々の御請求者に対しても、個別訪問、お電話等により、御事情をしっかりと伺いして、御請求者の請求行為の御負担軽減につながるように努めてまいりたい。

- 一括賠償後の追加賠償に関する対応について、申請件数に対しての実績が少ないとの御指摘もいただいたが、昨年12月以降に限ると、御請求件数が減少していく中で、改めてお支払いに至った件数が3件、お支払いに向けて協議を進めている請求も現在のところ6件出てきている。丁寧に御事情をお伺いすることによりお支払いにつながった事例なども踏まえながら、どうすれば支払いにつなげていけるか、今後引き続きしっかりと対応してまいりたい。
- ALPS処理水の管理及び処分については、政府方針に基づき当社としても具体的な計画を進めてまいる。福島の高炉を安全かつ着実にやり遂げる中での対応となるので、全体としてもしっかりと対応してまいる。まずは風評を出さないということが非常に重要であるという御指摘について、生産者だけでなく加工や流通に関わる商工の方もいらっしゃるし、風評被害は特定の部分だけでなく、例えば観光業など様々なところに及ぶ可能性もあるので、事前に、どういったところでどのような影響が出そうかということを経営者の方から御懸念をお伺いして、それに対する前広な対策をとってまいりたい。

#### 【立谷市長会長（相馬市長）】

- 消滅時効の問題について、地元には相馬双葉の漁協を抱えているが、漁師の皆さんが心配しているのは、ALPS処理水の放出によって風評被害が長引くのではないかと、その際に賠償が途絶えてしまったら困るということ。震災前に比べて漁獲高が極めて小さくなっているという現実がある。完全に回復するまでとはいかなくとも、近いところまで戻るまでは賠償を継続してもらいたい。このことを漁師の方達のために明言してもらいたい。
- ALPS処理水の問題によって新たな風評が出ることに對して、市町村がその対策をする場合、その費用については東京電力で持ってもらいたいという意見が福島市から出ている。おそらく同様の意見が他市からも出てくると想定されるので、このことについて考えておいていただきたい。
- 新型コロナウイルスに係るワクチン接種について、南相馬市から要望が出ている。南相馬市やいわき市には高炉作業に関わる方が相当おり、相馬市にも一部いるが、この方達は当該市の住民票を持っていない。これらの方達には東京電力が職域接種をすると聞いているが、これをスピーディーに行っていただきたい。除染作業員については小泉大臣とお話させていただいて、職域接種でそれぞれ請け負っている会社の責任で行うと聞いている。自治体としては、住民へのワクチン接種を早く進めても、高炉作業や除染作業に関わる方達のことも考慮しなければならない。東京電力の職域接種はいつぐらいに行うのか、お示しいただきたい。
- 賠償の結論が遅いということは前から言われている。バックデータを今持っているわけではないがよく聞く話である。商売をやっている事業者にも資金繰りもあるし、都合がある。お考えいただきたい。

#### 【宮本町村会長（富岡町長）】

- 原発事故対応に係る行政経費への賠償について、これまで町村は、住民の安全・安心を守るため、専門部署を設けながら、様々な放射性物質検査などを実施してきたところであり、また、低迷する地域活力を取り戻すために風評対策事業を積極的に実施してきた。これらの検査や

風評対策などは、事故がなければ全く必要のなかった事業である。しかし、それら経費を請求しても、満足のいく支払いがされていないのが現状であり、このことに多くの町村長が強い憤りと不満を感じている。ついては、要求書にあるとおり、県内各地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行った様々な事業に要する経費については、政府指示の有無に関わらず、事故との因果関係は明らかであることから、請求手続の簡素化を図り、確実かつ迅速に賠償を行うよう強く要求する。

- 税収の減少に対する賠償について、目的税はもとより、固定資産税を含めた普通税の減少分についても、確実に賠償するよう要求する。特に固定資産税については、一方的に拒否するのではなく、市町村としっかりと協議を行い、我々の想いにしっかりと応えていただきたい。
- 地方公共団体の財物賠償について、被災地の復興を更に加速化させるためにも、被災自治体の意向を十分に踏まえ、個別具体的な事情にも柔軟に対応して、迅速に賠償を行っていただきたい。
- ALPS処理水の海洋放出に係る風評被害への対応について、処理水の海洋放出が及ぼす影響は、農林水産業、観光業のみならず、広い業種に影響が生じるものと思われることから、まずは東京電力として風評を発生させないという強い決意の下、風評対策、事業者支援等に主体的に取り組むとともに、それでも風評被害が発生した場合は、最後までしっかりと賠償を行うよう強く要求する。なお、賠償に当たっての損害の範囲は、農林事業者や観光業者にとどまらず、あらゆる業種で幅広く捉え、業種や期間を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を行っていただきたい。請求者の負担とならないよう請求に係る損害の立証に当たっては、簡便な方法により対応いただきたい。また、これまで東京電力がADRの和解案を拒む事例が相次いでいることから、今後適切な賠償を行われるのか農林漁業者を始め関係者が大変不安に思っているため、被害者に寄り添い、被害の実態に見合った賠償を行うよう強く要求する。
- 事故から10年余りが過ぎ、時間の経過とともに事故の風化が懸念される一方で、依然として当県への風評はまだ根強く、さらにコロナ禍による経済の低迷なども相まって、当県は非常に厳しい状況にある。東京電力には事故の原因者として、総力を挙げ福島への責任を果たすよう強く要求する。

#### 【東京電力 小早川社長】

- 立谷市長からいただいた御要望について御回答申し上げます。消滅時効について、援用しないという考え方に立っているということは、繰り返し申し上げているとおりであるが、特に福島県の漁業については、まだまだ試験操業から本格操業に至るという段階の中で、生産・流通・消費の拡大にしっかりと取り組まなければならない状況だということを私どもとしても認識している。そうした中で御懸念の中身はよく理解できる。まず「損害がある限り最後の一人まで賠償を継続する」ということをベースとし、「時効の援用はしない」ということになっているので、しっかりとお約束をしたい。その上で、我々が今取り組んでいる流通促進策にとどまることなく、地元の県産品を首都圏で流通拡大するよう、また、その過程において様々な関与されている皆様の事業が膨らむように、私どもとしても精一杯努力させていただきたい。引き続き、取組については御指導賜りたい。
- ALPS処理水の新たな風評対策によって生じる可能性のある地方公共団体の追加負担について、先ほど申し上げたとおり、どのような御懸念があり、どのような対策を打つのかということをしつかりとお伺いすることが重要だと考えている。私どもとしても、まずは風評を発生させな

い取組が何よりも大事だと考えているので、そうした中でどういう風な取組なのか、どういうような費用が発生してしまったのか、どういうような損害が生じてしまうのかということについて、しっかりと伺いする用意はあるので、おっしゃっていただきたい。

#### 【東京電力 福島第一廃炉推進カンパニー 阿部バイスプレジデント】

- 新型コロナウイルスに係るワクチンの職域接種について、先週公表させていただいたところ。まずは65歳以上からというところになるが、社員、グループ企業、協力企業の皆様に接種をさせていただく。6月28日から接種開始になるが、御指摘のとおりスピーディーな職域接種というのが大事であると考えている。

#### 【立谷市長会長（相馬市長）】

- 64歳以下の2回目の接種がいつまでに終わるのか。南相馬市は8月中に終わる。住民だけに接種しても不十分である。これは南相馬市からの強い要望である。住民登録していない人がたくさんいることが問題である。

#### 【東京電力 福島第一廃炉推進カンパニー 阿部バイスプレジデント】

- 期間については急ぎ確認をさせていただく。

#### 【東京電力 小早川社長】

- 事業を行っていく上で、プラントの中に従事する職員は我々の責任の範囲で雇っていると考えている。御要望の内容は認識したので、確認をさせていただいて、できるだけ自治体の接種状況と平仄が合うようにしっかりと対応してまいりたい。
- 宮本町長からいただいた御要望について御回答申し上げる。自治体が実施された風評対策に係る費用などについて、政府の指示の有無に関わらず実施の経緯、それから個別の御事情をお伺いし、当社事故との相当因果関係を確認させた上で対応させていただいている。毎年様々なところからいただく御意見ではあるが、個別の自治体をお伺いして対応するようにしているので、全く聞かないということではなく、しっかりと対応してまいる。
- 税込減に係る賠償について、中間指針や原子力損害賠償紛争審査会の考え方を踏まえると、目的税のような、税込と実施事業の連動性が高く、また交付税による財政措置のない税込を除いては、原則賠償は難しいと考えている。しかしながら、引き続き当社の考え方を丁寧に説明するとともに、関係する自治体の御事情をお伺いしてまいりたい。その上で、当社事故の直接的な影響により減収が確認できる事例として、例えば、入湯税や狩猟税等がある。こうした目的税について、普通交付税による補填がなく、事故後に事業実施のための追加負担が生じている御事情を確認させていただいており、そこについては2013年以降の賠償についてもお伺いしながら、支払いに向けた手続を進めているところである。そうした個別の御事情が、因果関係も含めてある場合には適切に対応させていただいているので、引き続きしっかりと対応させていただきたい。
- 財物賠償について、できるだけ早期のお支払いに向けて対応しているが、各自治体の御事情を伺いながら、引き続き丁寧な対応を行ってまいる。なお、インフラ資産については、画一的に賠償の対象外とするのではなく、個別に機能や設置の目的を確認し、利用阻害の有無も丁寧に確認させていただいているところである。

- ALPS処理水の放出に係る風評被害について、まずは風評が起らないように最大限の努力をせよということについてはそのとおりである。その上でなお発生する損害については、先ほど御回答したとおり、あらかじめ賠償の期間や地域、業種を設定することなく、原子力損害賠償制度の下、迅速かつ適切に対応させていただきたいと考えている。御請求の手間がかかるということについても、損害の推認を含むお手間を軽減できる方法については、引き続き検討してまいりたい。
- 様々なこれまでの賠償に対する御不安とかオペレーションへのお叱りをしっかりと受け止め、引き続き「3つの誓い」に基づいて、請求者に寄り添った親身親切的な賠償に努めてまいりたい。

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 私から2点ほど確認したい。
- 1点目は、処理水に関する賠償の枠組みの早期提示についてである。原発事故による風評被害は事故後から現在もなお続いており、風評被害への賠償については、既に一定の枠組みがあることは理解をしている。これを最大限に活用して対応することのだが、基本方針に示された立証負担の軽減のための手法等、詳細は検討中とのことであった。早急に協議の叩き台となる枠組みを示した上で、関係者の意見を丁寧に聞く作業を行っていただきたい。例えば、先ほど、処理水放出に伴う風評被害については、将来にわたる損害として既に受けた一括賠償とは通算せず、新たな損害として賠償する旨の発言があった。これは今回初めてそうした話を伺ったわけであるが、こうした内容を直接、事業者や関係団体に説明し、よく意見を聞く必要がある。協議会の構成員からは、基準年はいつになるのか、対象者はどのようになるのかといった意見も出ているところ。今後、いつ頃から、どのような形で、そうした協議を開始するのか改めて考えを伺う。
- 2点目は、既存の賠償請求への誠意ある対応についてである。商工業等に係る賠償に関して、処理水放出に伴う風評被害を新たな損害として賠償するとの説明があったが、もちろんそのような考えも大事であるが、新たな損害への賠償と合意に至っていない既存の損害賠償への対応は別個である。そのことを確認しておきたい。既存の賠償請求についても、個々の事情等を丁寧に確認し、的確に対応すべきである。このことについて考えを伺う。

#### 【東京電力 小早川社長】

- ALPS処理水の放出による風評被害の賠償に関する枠組みを早期に提示せよという御要望については、本日御説明させていただいた内容をベースに、ワーキング等で関係者から寄せられる御意見、御要望を踏まえ、夏頃から説明を開始できるように準備を進めてまいるので、今しばらくお時間をいただきたい。我々としてしっかりとスピード感を持って進めていくということで申し上げたが、いずれにしても、様々な団体の御要望や御不安などをしっかりと反映する形にしていきたいと思うので、必ずいつ、何日からということではなく、できるだけ早く始めたいということをおっしゃったということで、御理解いただきたい。
- 既存の賠償請求への誠意ある対応について、御指摘のとおりである。ALPS処理水の放出に伴う賠償の検討はもちろんのこと、合意に至っていない既存の賠償の御請求についても個別の御事情を丁寧にお伺いし、御請求者に寄り添った親切親身的な対応しっかりと進めてまいり。
- 当社としても様々な改善すべき点は多々あると考えている。日々、改善を図っているが、でき

るだけ今日の様々な御要望、御指摘に沿うような形で、しっかりと体制を一つ一つ改善してまいる。

#### 【立谷市長会長（相馬市長）】

- 先ほど自治体がやるALPS処理水放出に対する風評対策について申し上げたが、福島市から私のところに直接意見が届いている。観光の風評被害を定量化するのは非常に難しいと思う。コロナのせいなのか、ALPS処理水のせいなのか分からないから、そのこと全てをALPS処理水のせいにするのは適切ではないと思う。ただ、キャンペーンを行ったりとか、いろんなことが考えられる。それがリーズナブルな施策であれば、それは東京電力としてみていただかなければならないと思う。ALPS処理水の放出に伴って、例えば、会津若松の観光業とか、福島の観光業も大変だと思う。実際首長から私のところに話が上がってきている以上、そのようなリーズナブルな経費についてはみていただきたいということを申し上げておく。

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 立谷会長がおっしゃるとおり、コロナとの関係を整理していく必要があるので、その辺りも含めて、我々が納得できるような考え方を整理していただきたい。

#### 【東京電力 小早川社長】

- 賠償というのはその性格上、損害が出てからその損害に対してお支払いするもの、それを防ぐために様々な施策を打つ場合には、我々も流通促進を含めてやっているが、これは賠償を通さないように事業として取り組むべきものと、中で分けをしている。実際に行われる事業の性格なども実際にお伺いしながら、私どもとしては、とにかく風評が起らないことが最大に重要だと思っているので、それを含めていろいろ御指導いただければと思う。

#### 【菅野JA協議会会長】

- 2～3日前だと思うが、東北電力の増子会長等が、処理水の問題はやっぱり福島県だけの問題ではない、日本全体の問題であるとのお話をされている。実際原発を抱えているところもたくさんあるわけだから、皆さんよく考えていると思う。そういう意味では改めて電気事業連合会とかそういうところを通じて、いろいろ知見なども参照していただいて、未然防止に向けての最大限の努力をいただきたい。

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 最後に私から改めて申し上げる。
- 原発事故から10年という時間が経過してもなお、その影響が根強く残っている。今般の処理水の処分方針の決定は、県民にとって大変重いものである。そういった中で、「期間や地域、業種を限らない」、「立証の負担を軽減する」などとした国の基本方針や東京電力の対応方針は、これまでと違う対応かと思っているが、これを確かなものとして実感できるよう、早急に具体化してほしい。
- 本日の各代表者からの意見も真摯に受け止めながら、信頼の再構築に向けて、これまで以上に真摯・誠実な対応を期待している。
- なお、本日は原子力損害対策協議会として、処理水の取扱いに関し、賠償の話を中心にし

てきたが、賠償に至らないための取組がなお一層重要である。東京電力が当事者としての主体性と強い覚悟を持って、安全確保はもとより、正しい情報発信や風評対策に、国とともに全力で取り組んでいただきたい。

○ 以上で、本日の要求活動を終了する。

( 以 上 )